菊川市こども計画

令和７年度～令和11年度

【概要版】

1.　計画策定の趣旨

全国的に進行する少子化への対策として、国は、様々な施策に取り組んできましたが、こどもの数は減少傾向が続いています。そうしたなか、令和５年にこども基本法が施行され、国は、こども家庭庁を設立し、「こどもまんなか社会」の実現に向け動き出しました。

本市においても、第２期菊川市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を内包）が令和６年度をもって終了することから、同計画の改定に加え、新たに子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策計画を一体的に策定するとともに、母子保健を含む成育医療等に関する計画等を勘案するなど、こどもに関する取組を総合的に組み込んだ、菊川市こども計画を策定することとしました。

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づき、菊川市のこどもに関する取組の総合的な計画として、国のこども大綱のほか、静岡県の関連計画、本市の最上位計画である菊川市総合計画の方向性を勘案しながら、本市の関連計画と連携・整合を図り、計画を推進します。

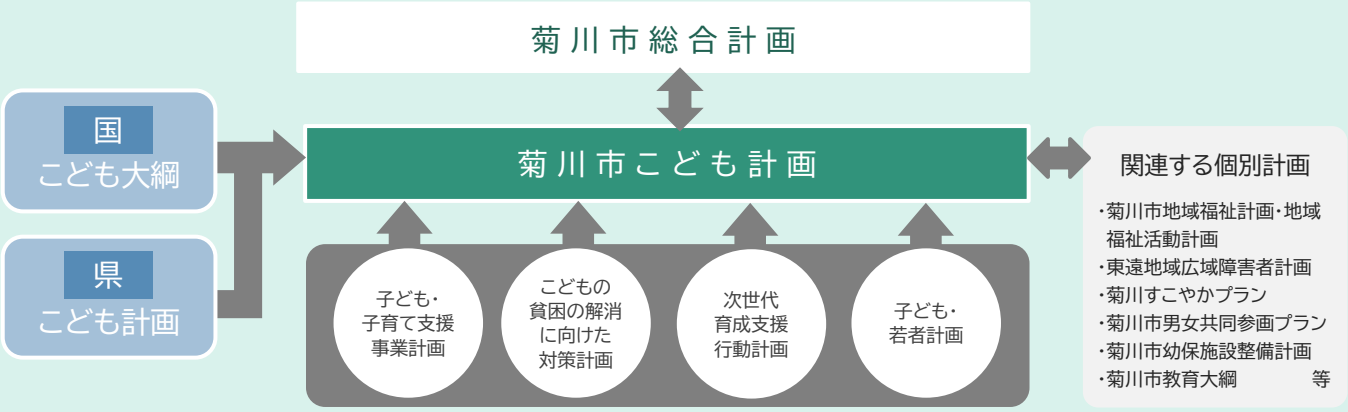

3.　計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。

4. こども計画の基本理念と基本目標、施策体系

基本理念

こどもまんなか　しあわせのわ　きくがわ

～すこやかに育ち　自分らしく輝けるまち～

国が示す「こどもまんなか社会」の実現を目指し、本市のこども・若者が安心して過ごすことができ、健やかに成長できるまちづくりを推進します。

また、すべてのこども・若者が、成長していく中で自己肯定感が高まり、自分らしく輝き、次代の菊川市を創っていく人材となるために、地域・NPO・学校・企業・行政など、多様な主体が連携し、切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。

このように、本市のこども・若者のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）を推進していくため、本計画の基本理念を掲げ、様々な施策に取り組みます。

基本目標

菊川市のこども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を実現するため、次の３つを基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標 1

すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち

基本目標 2

一人ひとりの成長やくらしに寄り添った支援が得られるまち

基本目標 3

みんなで助け合い、支え合って、こどもを生み育てるまち

こども・若者の参画に向けた取組

本市は、令和５年11月に「菊川市こども・わかもの参画宣言」を発表しました。この宣言に基づき、すべてのこども・若者が、まちづくり等に対して意見を表明することができ、市がその声をこども施策に反映させるための仕組みづくりを推進します。

基本理念

こどもまんなか　しあわせのわ　きくがわ

～すこやかに育ち　自分らしく輝けるまち～

基本目標 1

施策

すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
4 こどもの貧困の解消に向けた対策
5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進・ヤングケアラーへの支援
7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

基本目標 2

施策

一人ひとりの成長やくらしに寄り添った支援が得られるまち

1 こどもの誕生前から幼児期に必要な支援の提供
2 学童期・思春期に必要な支援の提供
3 青年期に必要な支援の提供

基本目標 3

施策

みんなで助け合い、支え合って、こどもを生み育てるまち

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
2 地域子育て支援、家庭教育支援
3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進
4 ひとり親家庭への支援

基本目標 1 から 3 の施策を推進するにあたって、こども・若者の参画に取り組みます。

施策

こども・若者の参画に向けた取組

1 こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実
2 こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組
3 こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成・確保
4 こども・若者が主体となって活動する団体等を支援する環境整備

5. こども施策の推進に向けた取組

基本目標 1　すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち

こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、活躍できる機会を創出します。また、こども・若者を取り巻く課題に対し、継続的な支援に努めるとともに、将来の自立・社会参画を支えます。

施策No.	1	2	3	4	5	6	7
主な事業	「こどもまんなか社会」の実現に向けた啓発活動 高校生等に対する主権者意識の醸成	中学生等海外派遣事業への助成 起業を志す若者への創業支援 虹の架け橋教室の実施	妊婦訪問支援事業の実施 こども医療費助成制度の推進 発達に関する相談支援	幼児教育・保育の無償化 就学援助費の支給 児童扶養手当の支給	公立園と私立園の連携によるインクルーシブ教育の推進 療育教室(親子ふれあい教室等)の開催	要保護児童対策地域協議会による個別ケース会議の開催 ヤングケアラーに関する調査の実施	こどものこころのケアの充実・相談支援体制の強化 青少年街頭生活指導の実施

等

基本目標 2　一人ひとりの成長やくらしに寄り添った支援が得られるまち

こどもの誕生前から青年期まで、ライフステージに応じた支援を行い、すこやかな成長を支えます。また、公教育・特別支援教育の充実を図るとともに、将来の希望を叶えるため就労支援等にも取り組みます。

施策No.	1	2	3
主な事業	不妊・不育症治療費の助成 プレママ＆パパサロンの開催 こども誰でも通園制度	ICT 環境等を生かした魅力ある授業づくりの推進 教育支援センター「このゆびと～まれ」の運営	職場体験等の体験的な学習活動の周知 「出会い・交流」の場の創出

等

基本目標 3　みんなで助け合い、支え合って、こどもを生み育てるまち

子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図るとともに、子育てと就労を両立しやすい環境の整備に努め、社会全体で子育て家庭を支える仕組みを充実します。また、ひとり親世帯に必要な支援を提供します。

施策No.	1	2	3	4
主な事業	児童手当の支給 子育て優待カードの促進 菊川市地方就職学生支援金の支給	妊娠出産時ホームヘルプサービスへの補助 子育て世帯訪問支援事業 家庭教育支援の推進	イクボス・イクメンの周知・啓発 男女共同参画社会づくり宣言事業所登録の啓発 女性向け就労・就業支援	ひとり親家庭等医療費助成 自立支援教育訓練の促進 臨時就労相談の実施

等

6. こども・若者の参画に向けた取組

1. こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実

主な事業

こども・若者参画協議会の開催	こども・若者の社会参画や意見表明・意見反映を推進するための仕組み等について、こども・若者当事者と協議し、市の施策に反映するよう努めます。
包括的な連携協定による地域発展と人材育成	市内高等学校との包括的な連携協定により、人材育成やまちづくり、地域産業の振興等の分野において連携し、地域の発展や人材の育成を図ります。

2. こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組

主な事業

オンラインプラットフォームの活用推進	市の事業や計画等に関して、こども・若者が安心して自由に意見が表明できる場として、オンラインプラットフォームを導入し、活用を促進します。
委員会や審議会等へのこども・若者の登用	「こども施策」に関する審議会や協議会等において、こども・若者を委員に登用し、意見を聴くとともに、施策に反映するよう努めます。

3. こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成・確保

主な事業

こども・若者向けの人材育成講座等の開催	高校生や若者が参加できる人材育成講座等を開催し、こども・若者の「やってみたい」を支援します。
こども・若者の社会参画や意見聴取・意見反映を支援する人材等の確保	こども・若者の社会参画や意見聴取・意見反映を支援するため、ユースワーカーの確保やユースセンターの導入等を目指します。

4. こども・若者が主体となって活動する団体等を支援する環境整備

主な事業

こども・若者参画支援交付金制度の運用	自主的な地域づくり活動にチャレンジをする若者団体を財政面で支援するため、こども・若者参画支援交付金制度を運用します。
こども・若者の活動の場や機会を確保するマッチングの推進	活動の場を求める若者団体やNPOと、担い手不足に悩む地域コミュニティ組織やその他の団体等とのマッチングを推進します。

菊川市こども・わかもの参画宣言　令和5年11月19日発表

理念　私たちは、全てのこども・若者が地域に支えられ、自分らしく自らの想いを表現し、その権利が保障され、まちづくりに参画できる「まち」をつくります。

1 参加・参画　私たちは、全てのこども・若者が様々なまちづくり活動へ、当たり前に参加・参画できる「まち」をつくります。

2 意見表明・意見反映

こども・若者　私たちは、自らの想いや意見を発するとともに、意見をすぐに表明できないこども・若者の声も一緒に届けられるように努めます。

大人　私たちは、全てのこども・若者が、意見を表明できる機会を確保し、その意見をまちづくりへ反映するよう努めます。また、意見をすぐに表明できないこども・若者が、安心して意見を言えるよう支援します。

3 協働　私たちは、「全てのこども・若者が参加・参画できるまち」を実現するため、様々な人たちと協働で取り組みます。

7.　将来人口に基づく量の見込みと確保の方策

総人口の推移と推計

菊川市の総人口は、令和２年には 48,379 人でありましたが、令和６年には 47,291 人まで減少しました。また、人口構成や出生数等、近年の状況を総合的に判断した人口推計によると、令和７年以降もこの傾向は続く見込みであり、本計画最終年度にあたる令和 11 年の総人口は、46,301 人となる見込みです。

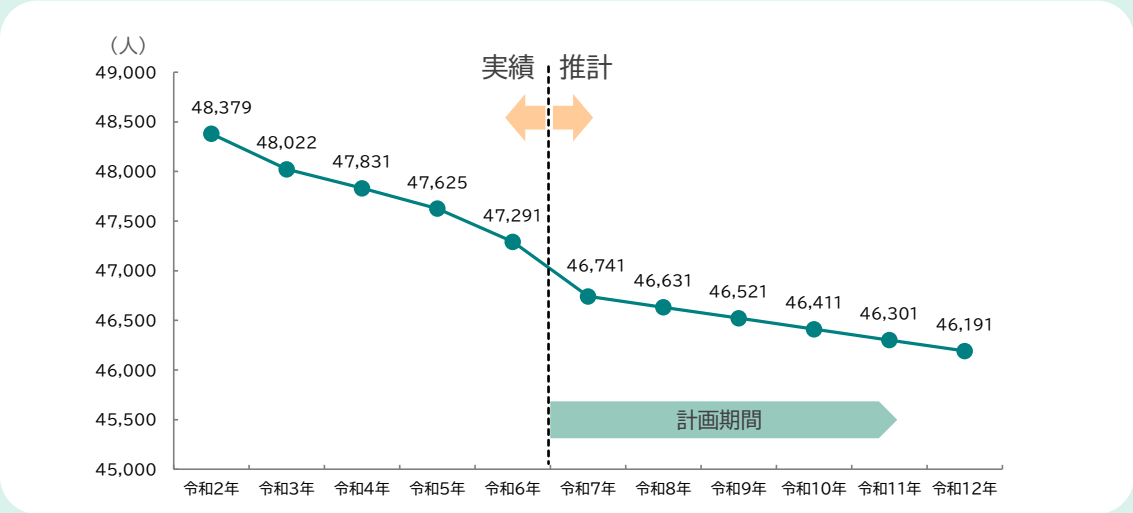

※各年度10月1日時点
※令和2年度から令和6年度までは、住民基本台帳上の実績値。令和7年度以降は、令和2年度までの国勢調査の人口を基にした推計値

0～5歳児の推計

菊川市の0～5歳児は、減少傾向が継続し、計画最終年度にあたる令和11年には1,889人になる見込みです。出生数の減少傾向が継続していることにより、全体的に６歳～11 歳の児童数より人口が少なくなっています。これ以上の出生数の減少を抑止するため、妊産婦への支援や、子育てしやすい環境を整備することが重要です。

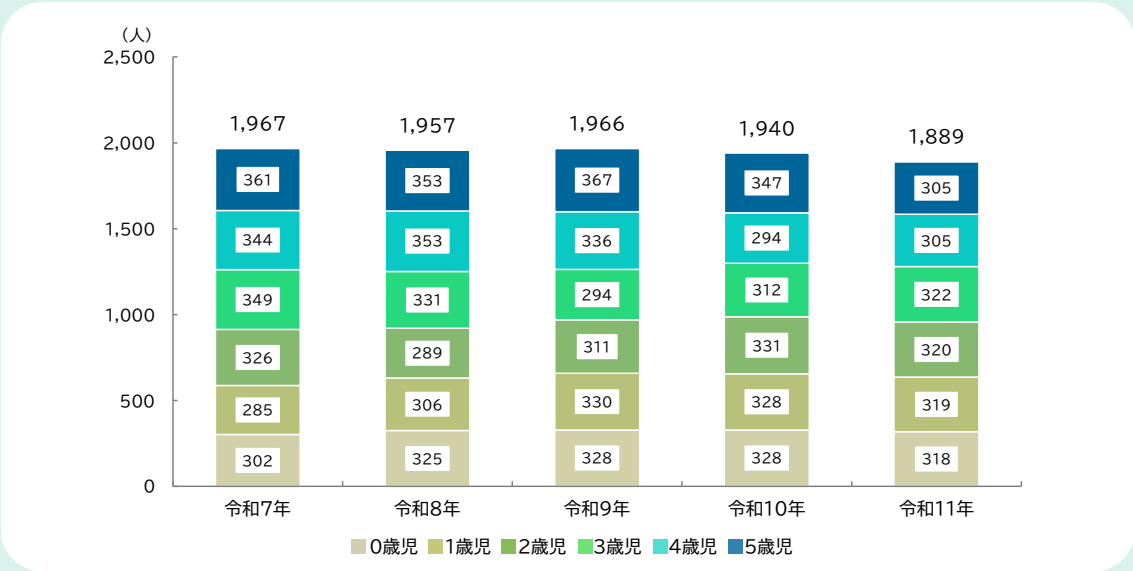

※各年度10月1日時点
※令和2年度までの国勢調査の人口を基にした推計値

教育・保育事業

本計画が包含する『子ども・子育て支援事業計画』では、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、提供体制の確保・確保の内容・実施時期を定める必要があります。そのため、本市の教育・保育事業の量の見込みと確保の方策を以下のように定めました。

認定区分

認定区分	対象事業	主な対象家庭	対象年齢
1号認定	幼稚園・認定こども園	専業主婦・主夫家庭、就労時間短家庭	3 ～ 5歳
2 号認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	認定こども園・保育所	ひとり親家庭、共働き家庭　等	
3号認定	認定こども園・保育所 地域型保育事業所	ひとり親家庭、共働き家庭　等	0 ～ 2歳

教育ニーズ

（人）

1号認定（3歳～5歳）		R6年度	R7 年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み・・・A		294	271	267	252	243	242
確保の方策	特定教育・保育施設（認定こども園）	585	371	371	371	371	371
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	合計・・・B	585	371	371	371	371	371
差（B － A）		291	100	104	119	128	129

保育ニーズ

（人）

2号認定（3歳～5歳）		R6年度	R7 年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み・・・A		760	783	770	745	710	690
確保の方策	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	760	771	771	771	771	771
	特定地域型保育事業（事業所内保育事業等）	0	0	0	0	0	0
	合計・・・B	760	771	771	771	771	771
差（B － A）		0	▲ 12	1	26	61	81

（人）

3号認定（0歳～2歳）		R6年度	R7 年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み・・・A		524	488	485	520	536	541
確保の方策	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	447	452	452	452	452	452
	特定地域型保育事業（小規模保育事業等）	57	57	57	57	57	57
	合計・・・B	504	509	509	509	509	509
差（B － A）		▲ 20	21	24	▲ 11	▲ 27	▲ 32

地域子ども・子育て支援事業

本市では、地域子ども・子育て支援事業を以下のように実施します。

No.	事業名	事業内容	①量の見込み（上段） ②確保の方策（下段） R6 年度	R11年度	単位
1	延長保育事業	保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常保育時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業	296 386	286 286	人
2	一時預かり事業 （幼稚園型） ※預かり保育事業	保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業	7,184 7,200	5,250 5,250	回
3	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	保護者の病気や入院、冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な時に、通常保育の対象とならない乳幼児の保育を実施する事業	962 1,480	1,242 1,242	回
4	病児保育・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にある幼児を一時的に専門施設において保育する事業	18 26	28 28	人
5	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や児童を預かってほしい人と預かることができる人が会員として登録し、会員同士で援助活動を行う事業 ※掛川市との協働事業	53 31	53 53	回
6	地域子育て支援拠点事業 ※子育て支援センター	乳幼児とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供し、子育てに役立つ情報のお知らせや、子育てに関する悩みに関する相談を行う事業	3,400 3,750	3,900 3,900	回/月
7	乳児家庭全戸訪問事業 ※こんにちは赤ちゃん事業	乳児家庭が地域社会からの孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保するために、保健師が家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供等を行う事業	277 363	318 318	人
8	養育支援訪問事業	育児上の諸問題の解決・軽減を図り、家庭で安定した養育ができるよう、訪問による具体的な育児に関する支援を行う事業	168 162	168 168	人
9	妊婦健康診査	市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業	4,432 4,454	5,088 5,088	回
10	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	児童の健全育成を図るため、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与える事業	560 646	506 646	人
11	放課後子ども教室事業	放課後に市内小学校の余裕教室等を活用し、地域の人も参画して、児童と学習やスポーツ・文化活動、地域との交流を行う事業	6 9	9 9	校
12	利用者支援事業	母子保健や育児に関する悩みに対応するため、すべての妊産婦やこども、その家庭に対し、保健師等による相談支援や専門的な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う事業	1 1	1 1	箇所
13	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安や負担を抱えた家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴したり家事・子育て等を支援することで、こどもが育つ環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業	36 36	36 36	回
14	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等の心身の状況、周囲の環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業	831 831	954 954	回
15	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度（仮称））	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業	0 0	22 27	人/月
16	産後ケア事業	退院直後の母子が安心できる子育て支援体制を確保し、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施する事業	60 60	60 60	回

菊川市　こども計画　概要版

発行：令和7年3月
編集：菊川市　こども未来部 こども政策課

〒439-0019　静岡県菊川市半済 1865 番地
菊川市総合保健福祉センター（プラザけやき）
TEL. 0537-37-1171　FAX. 0537-37-1172